

令和3年度  
第2回さいたま市国民健康保険  
運営協議会

協議・報告事項

要 旨

# 目 次

- (1) 令和2年度の国民健康保険事業の  
決算見込について . . . . . 1
  
- (2) 国民健康保険税の収納対策について . . . . . 5
  
- (3) 新型コロナウイルス感染症による影響について
  - ①令和2年度の医療費 . . . . . 7
  - ②国民健康保険税の減免 . . . . . 13
  - ③国民健康保険税の徴収猶予の特例制度 . . . 13
  - ④傷病手当金制度 . . . . . 13

# 協議・報告事項 要旨

(1) 令和2年度の国民健康保険  
事業の決算見込について

## 令和2年度の国民健康保険事業の決算見込について【説明要旨】

### 1 決算見込額（歳入）

ここでは、令和2年度国民健康事業特別会計（歳入）の決算見込額及び前年度比較を示しています。

- ・ 事業費の総額は、被保険者の減少に伴い減少傾向ではありますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が出ています。
- ・ 被保険者の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えにより歳出の保険給付費が減少したため、保険給付費の財源となっている歳入の県支出金が減少しました。
- ・ 令和2年度は国の財政支援により新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を実施したため、国庫支出金が大幅に増加しています。

### 2 決算額前年度比較（歳出）及び翌年度繰越額

#### <歳出>

ここでは、令和2年度国民健康事業特別会計（歳出）の決算見込額及び前年度比較を示しています。

- ・ 歳入と同様に、事業費の総額は、被保険者の減少に伴い減少傾向ではありますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が出ています。
- ・ 被保険者の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えにより、歳出の保険給付費が減少しました。

#### <翌年度繰越額>

ここでは、令和2年度国民健康事業特別会計における翌年度繰越額を示しています。

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により税収が減少すると見込んでおりましたが、結果として想定した程落ち込みませんでした。（国民健康保険税が対予算現額で約13億6千万円超過しています）
- ・ このため、前年度と比較して翌年度繰越額が大幅増となっています。
- ・ 補足となりますが、国民健康保険税が約13億6千万円超過しているにも関わらず基金を取り崩している（約11億7千万円）理由は、「9 解消・削減すべき赤字額の内容」とおり、赤字額は後期高齢者医療制度、介護保険制度を支えるための税に生じており、この不足を補うため基金を取り崩しているためです。
- ・ 国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の3区分の合算となっており、例えば医療分として納付された税を介護納付金分に充てることは、区分が違うため行っていません。

## 令和2年度の国民健康保険事業の決算見込について【説明要旨】

### 3 保険給付費の推移

ここでは、平成28年度以降の保険給付費の推移を示しています。

- ・ 被保険者数の減少及び新型コロナウイルスの影響による医療機関への受診控えにより保険給付費の総額は被保険者数の減少割合と比較し大きく減少しています。

### 4 1人当たり医療費の推移

ここでは、平成28年度以降の1人当たり医療費の推移の推移を示しています。

- ・ これまで増加傾向であった1人当たり医療費は、新型コロナウイルスの影響による医療機関への受診控えにより大幅に減少しました。

### 5 被保険者数の増減内訳、

### 6 被保険者数の増減内訳（グラフ）

ここでは、平成28年度以降の被保険者数の増減とその内訳を示しています。

- ・ 被保険者数は減少傾向が続いていますが、令和2年度では、社会保険の加入と比較し社会保険の離脱が多かったため、被保険者数の減少は大きく鈍化しています。

### 7 法定外繰入金と基金繰入金の推移

ここでは、平成28年度以降の一般会計法定外繰入金と基金繰入金の推移を示しています。法定外繰入金と基金繰入金の一部は、国民健康保険事業特別会計の財源不足を補うために繰り入れを行っています。

県の定義では、基金繰入金は赤字ではありませんが、基金が無くなった際は、一般会計から繰入を考える必要があるため本市では解消・削減すべき赤字としてとらえています。

### 8 法定外繰入金の理由

ここでは、一般会計法定外繰入金の繰り入れ理由とその額を示しています。

上段の「決算補填等目的」が、埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）で定義されている解消・削減すべき赤字となります。

- ・ 基金を取り崩して補填しているため「③保険料（税）の負担緩和を図るため」の一般会計法定外繰入金は生じていません。
- ・ 「⑤任意給付に充てるため」の額が生じましたが、これは令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の実績額と交付

## 令和2年度の国民健康保険事業の決算見込について【説明要旨】

金申請額との差異により生じたものであり一過性のものであるため今後の赤字の解消計画には影響しません。

### 9 解消・削減すべき赤字額の内容

ここでは、解消・削減すべき赤字額の内容について令和2年度の税率等見直し時の見込みと決算見込の比較を行っています。

- ・ 各種の取り組みの他、被保険者数減少の鈍化や、新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込んでいた税収が想定した程、落ち込まなかったため赤字額は減少しています。
- ・ 赤字の補填は基金を取り崩して行っているため一般会計からの法定外繰入金はありません。
- ・ 赤字額は他の制度（後期高齢者医療制度、介護保険制度）を支えるための税に生じています。

### 10 収納率及び収納額の推移（現年課税分）

#### 11 収納率及び収納額の推移（滞納繰越分）

ここでは、平成28年度以降の収納率及び収納額の推移を示しています。収納に関する取り組み等については、協議・報告事項（2）国民健康保険税の収納対策について、をご覧ください。

- ・ 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を実施しています。これにより支払いが困難になる方が抑えられたことも現年課税分の収納率向上の一端であると考えています。

# 協議・報告事項 要旨

## (2) 国民健康保険税の収納対策 について

## 国民健康保険税の収納対策について【説明要旨】

### 1 令和2年度 さいたま市国民健康保険税決算見込

ここでは、令和2年度における収納率及び収入未済額の決算見込を示しています。

- ・ 収納率 : 現年課税分 92.9% 滞納繰越分 24.8%  
合計 80.4%
- ・ 収入未済額 : 51億円

令和2年1月から、市税事務所を開設し、これまでの機能分担型に加え、「滞納段階別」機能分担型を導入し、徴収体制の強化をしたことにより収納率の向上、収入未済額の圧縮に効果があったと考える。ただし、滞納繰越分については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により収納率が低下したと考える。

今後についても引き続き、納税相談、財産調査、滞納処分や滞納処分の執行停止など、段階ごとに滞納整理を行い、効率的かつ効果的な取り組みを行っていきたい。

#### ※「機能分担型」

滞納初期段階での催告、財産調査、滞納処分など、段階ごとに滞納整理を行う徴収体制のこと。

### 2 収納率、収入未済額の推移

ここでは、現年課税分収納率、滞納繰越分収納率、現年・滞繰合計収納率及び収入未済額の推移を示しています。



## 協議・報告事項 要旨

(3) 新型コロナウイルス感染症

による影響について

①令和2年度の医療費

## 令和2年度 さいたま市国民健康保険医療費について

### 【説明要旨】

令和2年度のさいたま市国民健康保険医療費について、新型コロナウイルス感染拡大の影響の分析を行ないました。

#### 1 令和2年度医療費について（医療費概算の前年度との比較）

ここでは、被保険者数、医療費総額、1人当たり医療費について、前年同月との比較をしています。また、経年的な医療費傾向を示しています。

- ・ 令和2年度の被保険者数は2.1%減と例年の3~4%減に比べて、減少幅は少ない。
- ・ 医療費総額は約44億円減となり、前年度からの減少幅も5.4%減と大きい。
- ・ 1人当たり医療費は年々増加していたが、令和2年度は減少している。
- 被保険者の異動による減少が例年より少なく、被保険者減少により年々減少していた医療費総額の減少幅が、例年の1%~2%に比べ大きかったことから、新型コロナウイルス感染拡大による医療費への大きな影響がみられました。

#### 2 令和2年度医療費について（療養の給付等の前年度との比較）

ここでは、レセプト件数、医療費総額、1件当たり医療費、1人当たり医療費の前年度との比較をしています。

- ・ レセプト件数は11.1%減と大きく減少しているが、1件当たり医療費は6.5%増となっている。
- ・ 医療費総額は、5.4%減となった。
- 被保険者数の減少幅は少ないが、医療費の減少は対前年度比2倍以上となっており、新型コロナウイルス感染拡大による影響がみられました。
- レセプト件数は減少していましたが、1件当たり医療費は増加しており、受診控え等による長期処方や比較的重篤な患者の入院等の影響が考えられます。

#### 3 令和2年度医療費について（療養給付別の前年度との比較）

ここでは、診療費、調剤、食事療養、訪問看護の医療費について、前年度との比較をしています。

- ・ 令和2年度の前年度との差では、合計で約44億円の減少だった。

## 令和2年度 さいたま市国民健康保険医療費について

### 【説明要旨】

- ・ 療養給付の内訳としては、診療費が6.1%減の約38億3千万円減と最も減少幅が大きかった。
  - ・ 訪問看護は12.5%増だったが、毎年10%～15%程度増加してきており、例年と大きく変わらない増加幅となっていた。
  - 新型コロナウイルス感染拡大の影響では、診療費が最も減少しており、大きな影響を受けました。
  - 新型コロナウイルス感染拡大の影響で医療機関への受診控えが起こる中でも、訪問看護は通常どおり実施されていました。
- 4 令和2年度医療費について（療養給付別の前年度との比較）  
ここでは、入院、入院外、歯科、調剤の診療種別医療費について、前年度との比較をしています。
- ・ 診療費では、歯科が8.8%減と減少幅が大きく、次いで入院外が7.9%減だった。
  - ・ 入院は3.2%減、調剤は3.7%減と比較的減少幅が小さかった。
  - 歯科と入院外は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けていました。入院と調剤は比較的重篤な患者の入院等や受診控え等による長期処方などで、減少幅が少なかったと考えられます。
- 5 令和2年度医療費の動向について（診療分）  
ここでは、診療分における医療費（医療費、レセプト件数、1件当たり医療費、1人当たり医療費）の月別動向について、前年同月との比較をしています。また、新型コロナウイルス感染拡大の第1波～第3波、緊急事態宣言期間の影響について分析しています。  
尚、令和2年3月～令和3年2月は、令和2年度会計年度の診療分となっています。
- ・ **診療分医療費**は、緊急事態宣言が発出された4月に対前年同月比12.7%、5月18.3%と大きな減少幅を示し、6月以降は緩やかに回復傾向となり、10月は1.2%増と増加に転じた。その後、11月に再び5.0%と減少率が拡大。第3波の影響を受け緊急事態宣言が発令された1月には5.1%減、2月は3.3%減となった。

## 令和2年度 さいたま市国民健康保険医療費について

### 【説明要旨】

- 診療分医療費は緊急事態宣言が発出された4月・5月をピークに減少しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で医療機関への受診控えが起こっていたことがわかります。
  - ・ レセプト件数は5月が24.3%減と最も大きく減少し、6月以降は緩やかに回復傾向となったが、11月に9.3%減、1月に10.9%減となっている。
  - ・ レセプト1件当たり医療費は、年間を通じて対前年同月比増となっており、4月に11.9%増、6月に8.4%増と高く、その後は5~4%増で推移した。
  - レセプト件数は減少していますが、レセプト1件当たり医療費が増加していることから、感染拡大による受診控えと、それによる長期処方、また比較的重篤な患者の入院などによるものと考えられます。
- 6 令和2年度医療費の動向について（診療種別）
- ここでは、入院、入院外、歯科、調剤の診療種別医療費における、医療費の月別動向について、前年同月との比較をしています。また、新型コロナウイルス感染拡大の第1波~第3波、緊急事態宣言期間の影響について分析しています。
- ・ **入院**は、緊急事態宣言が発出された4月に対前年同月比7.7%減、5月に15.7%減と大きな減少幅を示し、6月以降は緩やかに回復傾向となり、10月は4.2%増と増加に転じた。その後、第3波があったが、0.3%から2.2%減で推移した。
  - 入院の必要性のある比較的重篤な患者については、4月・5月は入院や手術控えなどがみられていましたが、5月以降は大きな減少となりませんでした。
  - ・ **入院外**は、4月が17.5%減、5月は21.7%減と最も大きく減少し、緊急事態宣言が明けた6月に3.4%減と回復傾向となったが、第2波とともに7月、8月は減少し、感染者が落ち着いた9月・10月は1~3%減となった。第3波が始まった11月に8.2%減、12月には1.6%減となったが、感染者が増加し、緊急事態宣言となった1月には8.9%減となっている。
  - 入院外は新型コロナウイルス感染拡大に敏感に反応しており、新型コロナウイルス患者数の増加とともに、受診控えが起こりました。

## 令和2年度 さいたま市国民健康保険医療費について

### 【説明要旨】

- ・ **歯科**は、4月が30.0%減、5月は32.5%減と最も大きく減少し、6月から回復し、10月には4.1%増となったが、第3波以降の11月～2月は1～6%減で推移している。
- 歯科は新型コロナウイルス感染拡大によって、診療種別の中で最も大きく影響を受け、受診控えが起きました。
- ・ **調剤**は、5月が10.1%と最も減少し、6月は回復したが、第2波で8月に7.9%減、第3波で6%減と感染拡大とともに推移していた。
- 調剤は新型コロナウイルスの感染拡大による影響の中、内科・歯科の診療に比べ、比較的減少幅が小さく推移していました。調剤件数は、9.6%減となりましたが、1件当たり医療費が6.5%増となっており、受診控えによる長期処方の影響が考えられます。

### 【補足】令和3年度医療費動向

令和2～3年度 医療費の動向（診療分）前年度との差（増減率）及び

令和2～3年度 医療費の動向（診療分）平成31年度との差（増減率）

ここでは、主に**令和3年度医療費**について、前年同月との比較をしています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療費が大きく減少したことから、**平常時である平成31年度と比較についても分析**しています。

- 令和3年の医療費は新型コロナ感染拡大の影響を受けて大幅に減少した反動により4月、5月の前年同月比は大幅に増加しました。なお、平常時である平成31年度との比較では、被保険者減少による医療費減を考慮しても、令和2年度からの反動による増加がみられました。
- レセプト件数は減少が続いていますが、レセプト1件当たり医療費や1人当たり医療費は、増加していることから受診回数の減少とそれによる長期処方などが続いていると考えられます。

【このページは白紙です】

## 協議・報告事項 要旨

### (3) 新型コロナウイルス感染症

による影響について

②国民健康保険税の減免

③国民健康保険税の徴収猶予  
の特例制度

④傷病手当金制度

## 新型コロナウイルス感染症による影響について【説明要旨】

- ②国民健康保険税の減免
- ③国民健康保険税の特例猶予
- ④傷病手当金制度

②から④については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症による影響により新たに行った事業の概要と実績を示しております。

特例猶予については、令和3年2月で終了しております。

減免と傷病手当金については、令和3年度も引き続き実施しております。